

件名 ミネソタ州における経済活動の更なる再開について

ポイント

5月13日（水），ミネソタ州のウォルツ州知事は，5月17日（日）を以て自宅滞在命令を終了し，同日時から更なる経済活動を再開可能とする緊急行政命令に署名しました。この緊急行政命令では，一定のガイドラインに沿った外出が可能です。なお，10人を超える集会は禁じられています。また，レストラン、バーや理髪店の営業は引き続き5月31日まで再開が禁止されているものの，6月1日からの限定的再開のための検討が今回知事により指示されました。なお，社会経済活動の再開後も，基礎疾患がある方や65歳より高齢の方は自宅滞在が強く促されていますところご注意ください。本緊急行政命令は5月31日23時59分まで有効です。

本文

5月13日（水），ミネソタ州のウォルツ州知事は，5月17日（日）23時59分を以て自宅滞在命令を終了するとともに，同日時から一部の経済活動を再開可能とする緊急行政命令に署名しました。この宣言では，マスクやフェイスカバーの着用が強く推奨されていますが，一定のガイドラインに沿った外出が可能です。ガイドラインについては下記をご参照ください。

<https://www.dnr.state.mn.us/aboutdnr/covid-19-outdoor-recreation-guidelines.html>

なお，10人を超える集会は宗教的なものを含め引き続き禁止されています。また，レストラン、バーや理髪店の営業は引き続き5月31日まで再開が禁止されているものの，6月1日からの限定的再開のための検討が今回知事により指示されました。なお，社会経済活動の再開後も，基礎疾患がある方や65歳より高齢の方は自宅での滞在が強く促されていますところご注意ください。

また，必要不可欠ではない対面のビジネス（小売を含む町の様々な店舗など）に関しては，下記の条件付きで再開可能です。

- ・安全な職場環境のための計画を作成すること
- ・定員の50%での営業すること
- ・従業員と顧客の適切な社会的距離を保つこと
- ・上級管理職が上記の計画に署名をし，確認すること
- ・上記の計画は全ての従業員に共有され，公開されること
- ・全従業員が適切にトレーニングされること

アウトドア活動や関連施設は、例えば下記の施設等は開くことが許可されます。

- ・州、地域、地元の管理する公営のビーチ等
- ・州立や公営、私営の公園やトレイル
- ・ゴルフコースや屋外打ちっ放し練習場

(以上の許可は、小型及び大型ボートの貸切や、禁止されている集まりのための施設、さらにはミニゴルフ、プール、商用の屋外レーストラック、コンサート会場といった密集性を生じる施設にまでは適用されません。詳細については、この領事メールの末尾にある「行政命令 20-56 のリンクを参照願います。)

本緊急行政命令は5月31日23時59分まで有効です。

この命令に故意に違反した者は、最大 1,000 ドルの罰金又は最長 90 日の禁錮刑が科される場合があります、従業員に違反を促した雇用主等には、最大 3,000 ドルの罰金または最大 1 年未満の禁固刑が科される場合があるほか、地方検察官により、最大 25,000 ドルの民事罰などが追求される可能性があります。

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

緊急行政命令 20-56 は以下の通りです。

https://mn.gov/governor/assets/E0%2020-56%20Final_tcm1055-431921.pdf

関連資料は以下の通りです。

<https://mn.gov/covid19/for-minnesotans/stay-safe-mn/index.jsp>

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平

日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日，平日午後5時以降，翌日午前9時15分まで（事件，事故，その他緊急の用件）は，音声に従って操作しますと，閉館時の緊急電話受付につながります。